

議事日程第五号

令和七年十月三日（金曜日）

午後一時開議

- | | | | |
|-------------|---|-------------|--|
| 第一、議案第一七〇号 | 秋田県土地利用審査会の委員の任命について | 第二〇、議案第一八四号 | 令和六年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 第二、議案第一八五号 | 工事請負契約の締結について | 第二一、議案第一八六号 | 工事請負契約の締結について |
| 第三、議案第一六七号 | 令和七年度秋田県一般会計補正予算（第三号） | 第二二、議案第一八七号 | 工事請負契約の締結について |
| 第四、議案第一六八号 | 令和七年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号） | 第二三、議案第一八八号 | 工事請負契約の締結について |
| 第五、議案第一六九号 | 令和七年度秋田県電気事業会計補正予算（第二号） | 第二四、議案第一八九号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 第六、議案第一九八号 | 令和七年度秋田県一般会計補正予算（第四号） | 第二五、議案第一九〇号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 第七、認定第一号 | 令和六年度秋田県公営企業会計決算の認定について | 第二六、議案第一九一号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 第八、認定第二号 | 令和六年度秋田県公営企業会計決算の認定について | 第二七、議案第一九二号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 第九、議案第一七一号 | 秋田県公告式条例の一部を改正する条例案 | 第二八、議案第一九三号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 第一〇、議案第一七二号 | 職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案 | 第二九、議案第一九四号 | 財産の取得の変更について |
| 第一一、議案第一七三号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 | 第三〇、議案第一七六号 | 秋田県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例案 |
| 第一二、議案第一七四号 | 秋田県議会議員及び秋田県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案 | 第三一、議案第一七七号 | 警察官等の被服及び装備品に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 第一三、議案第一七五号 | 秋田県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例案 | 第三二、議案第一九五号 | 交通事故に係る和解について |
| 第一四、議案第一七八号 | 交通事故に係る和解について | 第三三、議案第一九六号 | 交通事故に係る和解について |
| 第一五、議案第一七九号 | あっせんの申立てについて | 第三四、議案第一九七号 | 交通事故に係る和解について |
| | | 第三五、議案第一九九号 | 秋田県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例案 |
| | | 第三六、請願審査の件 | |
| | | 請願第一九号 | えん罪被害者の救済のための「刑事訴訟法の再審規定の早期改正を求める意見書」の提出を求 |

請願第二〇号 北方領土問題の早期解決に向けた一層の取組強

化を求める意見書の提出について

請願第二一号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願に

ついて

第三七、意見書案第一号 刑事訴訟法の再審規定の早期改正を求める意見

書

第三八、意見書案第二号 北方領土問題の早期解決に向けた一層の取組強

化を求める意見書

第三九、意見書案第四号 国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を

求める意見書

第四〇、意見書案第三号 私学助成の充実強化等に関する意見書

第四一、議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午後一時開議

本日の出席議員 四十一名

一	番	佐藤光子	二	番	福田博之
三	番	山形健二	四	番	川邊隼之介
五	番	高橋健	六	番	武内伸文
七	番	小棚木政之	八	番	高橋伸豪
九	番	瓜生望	十	番	松田豊臣
十一	番	加賀屋千鶴子	十二	番	櫻田憂子
十三	番	佐藤正一郎	十四	番	島田薫
十五	番	宇佐見康人	十六	番	住谷達
十七	番	児玉政明	十八	番	小山緑郎

十九番 小野一彦 二十番 加藤麻里

二十一番 薄井司 二十二番 三浦茂人

二十三番 鈴木真実 二十四番 佐々木雄太

二十五番 杉本俊比古 二十六番 佐藤信喜

二十七番 今川雄策 二十八番 高橋武浩

二十九番 小原正晃 三十番 渡部英治

三十一番 北林丈正 三十二番 竹下博英

三十三番 原幸子 三十四番 工藤嘉範

三十五番 加藤欽一 三十六番 石田寛

三十七番 三浦英一 三十八番 柴田正敏

三十九番 川口英一 四十番 鶴田有司

四十一番 鈴木洋一

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事 鈴木健太

副知事 神部秀行

副知事 谷剛史

総務部長 伊藤政仁

総務部危機管理監(兼) 萩原尚人

広報部長 笠井潤

企画振興部長 橋本秀樹

あきた未来創造部長 岡部研一

観光文化スポーツ部長

健康福祉部長 石井正人
 生活環境部長 信田真弓
 農林水産部長 藤村幸司朗
 産業労働部長 佐藤功一
 建設部長 小野 潔
 会計管理者(兼)局長 小熊新也
 出納局長 樋口和彦
 財政課長 安田浩幸
 教育委員会教育長 小林 稔
 警察本部長 小 林 稔

●議長(工藤嘉範議員) これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 (朗読省略)

一、十月三日、北林丈正議員、加藤鉦一議員、渡部英治議員、石田寛議員、松田豊臣議員、佐藤光子議員から次の議案が提出された。

(1) 議案第一九九号 秋田県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例案

一、十月二日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第一六七号
- (2) 同 第一六八号
- (3) 同 第一六九号
- (4) 同 第一九八号

一、十月二日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第一七一号 (2) 同 第一七二号
- (3) 同 第一七三号 (4) 同 第一七四号
- (5) 同 第一七五号 (6) 同 第一七八号
- (7) 同 第一七九号 (8) 同 第一八〇号
- (9) 同 第一八一号

一、十月二日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一八二号
 一、十月二日、次の議案等について産業観光委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 認定第一号 (2) 議案第一八三号

一、十月二日、次の議案等について建設委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 認定第二号 (2) 議案第一八四号
- (3) 同 第一八五号 (4) 同 第一八六号
- (5) 同 第一八七号 (6) 同 第一八八号
- (7) 同 第一八九号 (8) 同 第一九〇号
- (9) 同 第一九一号 (10) 同 第一九二号
- (11) 同 第一九三号 (12) 同 第一九四号

一、十月二日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第一七六号 (2) 同 第一七七号
- (3) 同 第一九五号 (4) 同 第一九六号
- (5) 同 第一九七号

一、十月二日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

総務企画委員長

教育公安委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、十月三日、総務企画委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第一号 刑事訴訟法の再審規定の早期改正を求める意見書

(2) 意見書案第二号 北方領土問題の早期解決に向けた一層の取組強化を求める意見書

一、十月三日、建設委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第四号 国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書

一、十月三日、教育公安委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第三号 私学助成の充実強化等に関する意見書

一、議員の派遣に関する申出及び依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、十月一日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、同日、各議員に配付した。

一、本会期中における審査継続の申出があった請願は、次のとおりである。

総務企画委員会

(1) 請願第一八号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択について

教育公安委員会

(2) 請願第一七号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務

教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、二〇二六年度政府予算に係る意見書採択について

議員派遣一覧

一、第六十二回秋田県老人クラブ大会

(1) 派遣の目的 第六十二回秋田県老人クラブ大会に出席のため

(2) 派遣期間 令和七年十月九日(木)

(3) 派遣地 秋田市

(4) 派遣議員 山形健二議員(福祉環境委員長)

二、第百八十二回全国都道府県議会議長会定例総会

(1) 派遣の目的 第百八十二回全国都道府県議会議長会定例総会に出席のため

(2) 派遣期間 令和七年十月三十日(木)

(3) 派遣地 神奈川県

(4) 派遣議員 石田寛議員

三、シンガポール共和国における行政事情調査

(1) 派遣の目的 シンガポール共和国における行政事情調査のため

(2) 派遣期間 令和七年十月三十一日(金)～十一月四日(火)

(3) 派遣地 シンガポール共和国

(4) 派遣議員 石田寛議員、小原正晃議員、薄井司議員、櫻田憂子議員、福田博之議員

四、道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会

(1) 派遣の目的 道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会に出席のため

令和七年十一月十日(月)

(2) 派遣期間 令和七年十一月十日(月)

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 佐々木雄太議員(日本海沿岸東北自動車道建設促進青

森・秋田・山形・新潟四県議会協議会及び東北中央自動車道建設促進秋

田・山形・福島三県議会協議会の常

任理事)、

【令和七年第二回定例会(九月議会) 請願審査

(委員会) 結果表は巻末に登載】

佐藤正一郎議員（同二協議会の理事）

五、第二十五回都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 派遣の目的 第二十五回都道府県議会議員研究交流大会に出席のため

(2) 派遣期間 令和七年十一月十一日（火）

(3) 派遣地 東京都ほか

(4) 派遣議員 鈴木洋一議員、加藤鉦一議員、今川雄策議員、

杉本俊比古議員、佐々木雄太議員、小山緑郎議員、

児玉政明議員、住谷達議員、小棚木政之議員、

三浦英一議員、福田博之議員、松田豊臣議員、

佐藤光子議員

六、地方議会活性化シンポジウム二〇二五

(1) 派遣の目的 地方議会活性化シンポジウム二〇二五に出席のため

(2) 派遣期間 令和七年十一月十三日（木）

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 住谷達議員、小棚木政之議員、佐藤光子議員

例月出納検査報告書

登載省略

●議長（工藤嘉範議員） お諮りします。日程第一、議案第七十号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第七十号秋田県土地利用審査会の委員の任命についてを議題といたします。

本案は、秋田県土地利用審査会の委員として、丸山紗代子氏、戸澤一

喜氏、石川祐一氏、大滝恵里子氏、近藤悦広氏、清水讓氏、石沢真貴氏を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りします。本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。

起立により採決いたします。本案に同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（工藤嘉範議員） 起立者全員であります。よって、議案第七十号は同意されました。

【四十一番（鈴木洋一議員）、三十一番（北林文正議員）退席】

●議長（工藤嘉範議員） 次に、日程第二、議案第八十五号工事請負契約の締結についてを議題とします。

建設委員長長の報告を求めます。

【二十三番（建設委員長鈴木真実議員）登壇】

●建設委員長（鈴木真実議員） ただいま議題となりました、建設委員会に付託された議案第八十五号のその他の議案一件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第八十五号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 以上で建設委員長の報告は終わりました。

建設委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本案は、原案

のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。議案第百八十五号は、原案のとおり可決されました。

【四十一番（鈴木洋一議員）、三十一番（北林丈正議員）復席】

●議長（工藤嘉範議員） 次に、日程第三、議案第百六十七号から日程第三十四、議案第百九十七号までの議案三十件、認定二件を一括議題とします。

各委員長の報告を求めます。はじめに、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十二番（予算特別委員長竹下博英議員）登壇】

●予算特別委員長（竹下博英議員） ただいま議題となりました案件のうち、予算特別委員会に付託された議案第百六十七号など予算案四件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会で審査した案件は、一般会計では、議案第百六十七号令和七年度秋田県一般会計補正予算（第三号）及び議案第百九十八号令和七年度秋田県一般会計補正予算（第四号）であります。

今回の一般会計補正予算案は、マーケティングによる施策の推進に要する経費のほか、重点的に取り組む施策、渇水に対する応急対策等に加え、八月からの大雨による被害対策に要する経費や、県内中小企業等の賃金の引上げに向けた支援に要する経費について計上されており、その総額は、百五十億六千八百二十二万円の増額であります。これにより、補正後の予算総額は、六千四百四十三億六千四百六十万円となります。

次に、特別会計では、議案第百六十八号令和七年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）で、債務負担行為について、港湾施設補修費の限度額を設定しようとするものであります。

次に、公営企業会計では、議案第百六十九号令和七年度秋田県電気事業会計補正予算（第二号）で、三千六十九万円の増額であります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査においてそれぞれ質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。まず、総務企画分科会では、「ふるさと納税推進事業」などに関して質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「医療施設等経営強化緊急支援事業」「ツキノワグマ被害防止総合対策事業」などに関して質疑がありました。また、農林水産分科会では、「八月以降の大雨被害への災害復旧支援」「渇水応急対策事業」などに関して質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「インバウンド・ターゲティング事業」「賃上げ緊急支援事業」などに関して質疑がありました。また、建設分科会では、「あきた循環の水協働推進事業」「県単河川改良事業」などに関して質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「県立学校施設等総合管理計画推進事業」などに関して質疑がありました。

次に、総括審査について申し上げます。総括審査では、「次期総合計画について」、「賃上げ緊急支援について」、「洋上風力発電について」、「クマ対策について」などに関して質疑がありました。

質疑を終了し、議案第百六十七号について討論を行い、採決の結果、議案第百六十七号は、賛成多数をもって、議案第百六十八号、議案第百六十九号及び議案第百九十八号、以上三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【八番（総務企画委員長高橋豪議員）登壇】

●総務企画委員長（高橋豪議員） ただいま議題となりました案件のうち、総務企画委員会に付託された議案第百七十一号など条例案五件、議案第百七十八号などその他の議案四件、以上九件について、本委員会にお

る審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

総務部関係の議案第八十号工事請負契約の締結についてであります。これは、様々な災害関連情報を一元的に分析し、地図上に可視化するなどの機能を有する「次期総合防災情報システム」の整備に関する、工事請負契約を締結しようとするものであります。

これについて、今回の大雨災害発生時に、避難情報が速やかに被災地域の住民に届かなかつたとの声を聞いている。新システムの導入により、情報の一元化やSNSの活用による情報伝達の迅速化が図られることは良いが、市町村によっては、情報端末の利用が苦手な高齢者が多いことや、いまだ携帯電話などの不感地域を抱えていることなどを鑑みると、市町村の実態を把握した上で、県全体で情報伝達の仕組みを検討すべきではないかとただしたのに対し、次期総合防災情報システムにおいては、全市町村が同じ立場で、同じ情報が得られるよう整備していく。一方で、情報が届きづらい地域があることも認識しており、市町村と連携を図りながら、地域の実情を踏まえ、どのような情報伝達方法が適しているか、引き続き模索してまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、議案第七十五号について討論を行い、採決の結果、議案第七十一号外八件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。はじめに、総務部関係の「第二期あきた公共施設等総合管理計画（骨子案）について」であります。

今後二十年以内に公共施設の約半分が耐用年数を迎える中、施設の規模をただ縮小するだけではなく、民間事業者による利活用やリノベーション等、様々な選択肢について検討を行うなど、公民連携をさらに強化していくべきではないかとただしたのに対し、遊休財産の有効活用と

しては、スモールコンセッションなどの視点も必要と考えており、民間との連携といった視点も持ちながら、次の計画を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、企画振興部関係の「次期総合計画の骨子案について」であります。

最重要ミッションとして社会減「一千万人」を掲げているものの、このミッションを達成することにより秋田の経済や社会がどのように変化しているか、県民に対し、将来の姿を具体的に分かりやすく伝え、県が目指す意図を理解していただくことが重要ではないかとただしたのに対し、人口減少問題の克服は非常に大きなミッションであり、社会減「一千万人」を目標に掲げ、各政策における複合的なアプローチから達成を目指す過程が、ひいては持続可能な秋田を構築していくことにもつながるものと認識している。今後、県民がどうすればイメージしやすいかを研究し、県の将来の姿を次期総合計画において提示したいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【十九番（農林水産委員長小野一彦議員）登壇】
●農林水産委員長（小野一彦議員） ただいま議題となりました案件のうち、農林水産委員会に付託された議案第八十二号について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第八十二号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。はじめに、農林水産業の新規就業者についてであります。

新規就業者の確保に向けては県外からの人材確保が重要と考えるが、県外出身者の状況はどうか。また、今後どのように確保していくのかと

ただしたのに対し、農業関係では、令和六年度、二百七十名のうち、県外からは十六名であった。この三から四年、県外からの割合が増加傾向にある。その要因として、出身地での就労を望む地元志向の高まり、市町村独自の研修を通じた地域農家との関係構築、農地や就労先の確保、園芸栽培など特定の目的を持って秋田に帰る事例などがあると考えている。

林業関係では、令和六年度、百五十二名のうち、県外からは十七名と、令和五年度の九名から増加している。これは、林業経営体が就職サイトに登録し、SNS等で情報発信を始めた効果と分析している。

水産業関係は、過去五年間の平均では十二名程度である。県外からの就業は一名であるものの、平成二十七年以前は新規就業者が三から四名程度だった状況と比較すると、増加傾向となっている。令和元年から開催している漁業スクールの参加者の定着率は八割程度であることから、参加者へのケアを強化するなど、定着率を向上させたいと考えている。

県としては、本県農林水産業の持続的な発展に向け、相談から定着までを総合的にサポートすることにより、県外からの人材の確保・育成に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、高校生の全国和牛能力共進会への取組についてであります。

大曲農業高校の生徒が、令和九年に北海道で開催される全国和牛能力共進会への出場に向けて取り組んでいることは、県内の高校では初めての取組であり、大変意義深いと考えるが、県は、どのような支援をしているのかとただしたのに対し、県では大曲農業高校と関係団体で構成するプロジェクトチームの一員として、肉用牛の飼養管理に関する指導を行うとともに、出品牛を生産するための母牛の導入を支援してきた。現在、出品牛の生産に向けて母牛の飼養管理に取り組んでいる。畜産農家の高齢化や飼養戸数の減少が進行する中、高校生が共進会を通じて皆さんを積むことは、本県畜産業の活性化につながるものと期待しており、今後は、共進会出場に向けた出品牛の調教や飼養管理技術の更なる向上

を支援してまいりたいとの答弁がありました。

次に、林業の振興についてであります。

若手の林業従事者の増加を本県の林業の成長にどのようにつなげていくのか。また、林業の活性化に向けては、森林環境譲与税の活用が重要と思われるが、県ではどのように考えているのかとただしたのに対し、林業従事者の若返りは喜ばしいことであり、ベテラン従事者が培ってきた技術の継承を促進し、林業の持続的な発展につなげてまいりたい。また、森林環境譲与税については、再造林の取組拡大により必要性が増している間伐等の森林整備への活用を市町村に働きかけるなど、限られた財源の有効活用を進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 産業観光委員長の報告を求めます。

【十八番（産業観光委員長小山緑郎議員）登壇】

●産業観光委員長（小山緑郎議員） ただいま議題となりました案件のうち、産業観光委員会に付託された認定第一号の認定議案一件、議案第八十三号のその他の議案一件、以上二件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

産業労働部関係の認定第一号令和六年度秋田県公営企業会計決算の認定についてであります。

これは、令和六年度における電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算について、議会の認定を求めるものであります。

これについて、電気及び工業用水道、両事業ともに、施設の老朽化が進む中、建設投資額の改良費が増加しているが、今後の改良費の見通しは立っているのかとただしたのに対し、建設から七十年ほど経過した水力発電所や、供用開始から五十四年経過した工業用水道は、老朽化が進んでいることから、長期的な改良計画を立て、改良費を平準化し、安

定した事業運営を目指してまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、認定第一号は、全会一致をもって認定すべきものと、議案第百八十三号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。
産業労働部の「洋上風力発電事業者の撤退に関する影響調査の結果について」であります。

これについて、事業者の撤退により影響を受けた企業への支援等を国に強く要望する必要があるのではないかと。同時に、撤退事業者に対して、撤退して終わりではなく、今後も本県への貢献により責任を果たしていただくよう求めるべきではないかと。ただしたのに対し、国に対しては、影響を受けている企業等への支援に加え、同様の事態が二度と起こらないように、事業環境の整備を要望してまいりたい。また、撤退事業者に対しては、実施中の取組をさらに広げる形で、本県の様々な地域課題解決につなげていけるよう協力を申し入れてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【二十三番（建設委員長鈴木真実議員）登壇】

●建設委員長（鈴木真実議員） ただいま議題となりました案件のうち、建設委員会に付託された認定第二号の認定議案一件、議案第百八十四号などその他の議案十件、以上十一件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

はじめに、建設部関係の議案第百八十九号から議案第百九十三号までの工事請負変更契約の締結についてであります。

これは、太平川の河川激甚災害対策特別緊急工事について、工事請負

契約を変更しようとするものであります。

これについて、緊急工事にもかかわらず、契約の変更を行うことはやむを得ないのかと。ただしたのに対し、太平川は、令和十年までのタイムスケジュールで工事を完成させなければならないため、当初は、既存の測量データを用いた基本設計に基づき、概数発注を行ったが、準備や仮設工事を進める段階で、詳細な測量や設計を行ったところ、令和五年と同規模の降雨による洪水を流すことができない箇所があることを把握したため、護岸形状等を変更したほか、現場の地質状況から、矢板の施工方法に変更が必要となったものであるとの答弁がありました。

また、労務費や資材費の高騰が見込まれるが、今後も契約の変更を行う可能性はあるのかと。ただしたのに対し、今回の契約変更では、単価の見直しは行っていないものの、今後、労務費等の上昇が基準以上になれば、スライド条項に基づき対応していくこととなる。今後もコスト削減に努め、可能な限り全体費用の増加を抑えるよう、努力してまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、認定第二号は、全会一致をもって認定すべきものと、議案第百八十四号外九件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

建設部関係の「県管理ダムの洪水調節について」であります。

近年、多発している集中豪雨に対応するため、萩形ダムにおいて、事前放流実施要領の見直しを行うべきではないかと。また、洪水調節を、より効果的に実施するため、具体的にどのような運用を行っていくのかと。ただしたのに対し、九月の大雨による小阿仁川の氾濫は、ダムの下流域における集中的な降雨により、五反沢川や仏社川などの支川からの水が小阿仁川へ流れ込んだことが主な要因である。事前放流実施要領の見直しは、利水管理者との調整も必要となるため、当面は、下流河川の改修による治水対策を進めてまいりたい。また、洪水調節については、下流

域に大雨が降り、上流には全く雨が降らないと予想される場合は、放流量を調整するなど、より柔軟なダムの運用方法を、今後、研究してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【九番（教育公安委員長瓜生望議員）登壇】

●教育公安委員長（瓜生望議員） ただいま議題となりました案件のうち、教育公安委員会に付託された議案第百七十六号など条例案二件、議案第百九十五号などその他の議案三件、以上五件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第百七十六号外四件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、警察本部関係の「ストーカー事案への対応について」であります。

他県において、ストーカー事案から殺人事件に発展した事例があったことから、ストーカー事案を認知した際の情報共有の徹底や、対応方法に関する警察職員への指導を強化するべきではないかとただしたのに対し、警察署でストーカー事案を認知した場合、全ての事案を署長及び警察本部長まで報告・共有するとともに、事案の内容に応じて生活安全部門と刑事部門が連携して対処する体制を整えている。これに加えて、他県のストーカー事案への対応に関する検証結果を踏まえ、関係通達の見直しや対処に関するマニュアルの整備を進めており、今後も適切な対応に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係の「公立高校の魅力向上への取組について」であります。

高校授業料無償化の拡充に伴い懸念される「公立高校離れ」への対応

策として、国では、公立高校の魅力向上を支援するための交付金の創設を検討しているとのことであるが、県外への進学流出に歯止めをかけるためにも、県内公立高校の魅力向上を進めるべきではないかとただしたのに対し、文部科学省において公立高校支援の制度設計を検討し、今後、関係省庁との調整が行われるものと承知している。県としては、来年度からの第八次秋田県高等学校総合整備計画に基づき各高校の特色化、魅力化を進めるとともに、国からの支援が実施される場合には、交付金を獲得し、各高校の取組に活用してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。

関係委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

十一番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【十一番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十一番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

ただいま議題となりました議案第百六十七号令和七年度秋田県一般会計補正予算（第三号）について、反対の立場から討論いたします。

この補正予算には、医療施設等経営強化緊急支援事業が盛り込まれています。福祉環境委員会資料によると、この事業は「患者数の減少や物価高騰による経営状況の急変に対応するため」に「病床数の適正化を進める医療機関に緊急的な支援を行う」として、一病床削減につき四百万四千円、五十床を上限に給付金を支給するというものです。

これまでも地域医療介護総合確保基金を活用し、「地域の医療需給を見据えた医療機能の分化・連携や病床機能適正化の取組を支援する。」として、一病床当たり二百万円前後の給付金の支給をしてきました。令

和二年度以降、今年九月末まで少なくとも五百七十六床以上削減されています。補助金を活用して病床削減をさらに加速させるものと指摘しなければなりません。そして減少するのは病床だけではなく、医師や看護師の減少にもつながります。今、多くの医療機関では経営が悪化し、経営破綻の瀬戸際まで追い込まれている病院もあります。このような状況で補助金額が今までの二倍となったら、背に腹は代えられないと手を挙げる医療機関が多くなることは簡単に予想できません。全国では、申請が五万床を超え、県内では一千百床と聞きました。病床を減らしても経営状況を大きく変えることはできません。支援金の支給を受けたとしても一回限り、最大で二億円です。これで経営危機を脱することはできないと思います。求められているのは、緊急に国費を投入し診療報酬を引き上げることや、コロナ融資返済の負担軽減など抜本的な対策を広く実施することです。補助金を使って病床削減に誘導するやり方はやめるべきです。

私の一般質問に対する答弁で、「限られた資源を有効に活用していくことが、地域に医療を残していくことにつながる。」と述べていますが、今やっていることは「限られた資源」をさらに小さくすることではないでしょうか。私だけでなく、ほかの議員からも地域の医療の厳しさが指摘されています。県が残そうとしている医療とは、今以上厳しい状況ということなのでしょうか。県民の声と実態に目を向けるべきです。県は必要な医療提供体制の整備を国にも強力に求め、安心して住み続けられる地域医療にするための取組を真剣に行うべきです。

本補正予算には、最低賃金引上げ緊急支援事業など評価する事業もありますが、これまで述べたことから反対をいたします。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（工藤嘉範議員） 以上で通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

採決いたします。はじめに、議案第百六十七号及び認定第一号、以上

二件を一括し、起立により採決いたします。以上の二件は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（工藤嘉範議員） 起立者過半数であります。よって、議案第百六十七号は、原案のとおり可決、認定第一号は、認定されました。

次に、残りの議案二十九件及び認定一件、以上三十件を一括し、採決いたします。以上の三十件は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

【賛成者起立】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。議案第百六十八号外議案二十八件は、原案のとおり可決、認定第二号は、認定されました。お諮りします。日程第三十五、議案第百九十九号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第三十五、議案第百九十九号秋田県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例案を議題といたします。

三十一番北林丈正議員から趣旨説明の申出がありますので、発言を許します。

【三十一番（北林丈正議員）登壇】

●三十一番（北林丈正議員） たいだいま議題となりました議案第百九十九号秋田県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例案について、提出者を代表してその趣旨を御説明いたします。

説明に先立ち、このたび御賛同いただいた同僚議員の共通認識のもと、本条例案を提出できましたことに、まずもって感謝申し上げます。

それでは、はじめに、この条例案を提出するに至った背景及び理由について申し上げます。

北朝鮮当局による拉致問題は、一九七〇年代から続いた日本人の自然な行方不明事案に関し、政府が機会あるごとに北朝鮮当局に対して問題提起を続け、二〇〇二年に北朝鮮当局が自らその一部を認めたことよって、広く国際社会の知るところとなりました。

しかし、問題の顕在化以後も、解決の目途が立たないまま長い時間が経過しており、拉致被害者や拉致の可能性を排除できない行方不明者の御家族は、もはや時間的猶予のない状況に置かれています。

拉致被害者等の安全確保及び早期帰国を実現し、彼らが一日も早く、その帰りを待つ全ての人との再会を果たせるよう、本県からも、一刻も早い問題解決を訴えていかなければなりません。

今こそ、全ての県民がこの問題に向き合い、県を挙げて問題の早期解決に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例案を提出するものであります。

次に、条例案の主な内容について申し上げます。

第一条では、本条例案の目的を定め、県の責務、市町村、県民、学校、警察の役割を明らかにして、拉致問題等に関する県民の関心と理解を深め、その解決に向けた機運を醸成し、もって拉致問題等の早期解決に資することを規定しております。

第二条では、本条例案の基本理念を定め、県民、県、市町村、学校、警察が一体となり、拉致問題の早期解決の決意のもとに、解決に向けた取組を行うことを規定しております。

第三条から第七条までは、県の責務や市町村、県民、学校、警察の役割を規定しております。

第八条では、拉致問題等の早期解決に向けた施策を実現するために必要な財政上の措置を講ずることを規定しております。

第九条では、県は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律に規定する北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施することを規定しております。

第十条では、知事は、毎年度、拉致問題等の早期解決に向けた取組状況を取りまとめ、公表することを規定しております。

最後に、本条例案の策定に際し、貴重な御意見をお寄せくださり、また、御支援と御協力をいただきました関係者の皆様方に、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

本条例案について、議員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（工藤嘉範議員） 提出者に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

起立により採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（工藤嘉範議員） 起立者過半数であります。よって、議案第百九

十九号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第三十六、請願審査の件を議題いたします。

お諮りします。請願第十九号、請願第二十号及び請願第二十一号、以上三件は、いずれも委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

各請願に対する委員会の決定は、いずれも採択であります。以上の請願三件は、いずれも原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。請願第十九号、請

願第二十号及び請願第二十一号は、採択と決定されました。

次に、日程第三十七、意見書案第一号から日程第四十、意見書案第三号までの意見書案四件は、委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

日程第三十七、意見書案第一号から日程第四十、意見書案第三号までの意見書案四件を一括議題といたします。

お諮りします。以上の意見書案四件は、いずれも趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。以上の意見書案四件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第一号外意見書案三件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第四十一、議員派遣の件を議題といたします。

お手元の議長報告のとおり、議員派遣に関する申出及び依頼がありません。

お諮りします。本件は、申出及び依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。本件は、申出及び依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上をもちまして、九月議会の案件は全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時四十八分散会

